

○奈良県警察暴走族対策総合活動要綱の制定について

(昭和55年3月29日例規第8号)

この要綱は、県警察の総合体制を確立し、その有機的な活動によって暴走族の各種犯罪を未然に防止し、又は迅速的確に解決するとともに、関係機関、団体等との連携による総合対策を推進し、もって暴走族の絶滅を図ることを目的として定めたものです。